

フリーランス法対応のため 新しい契約方法へ移行となります

令和8年4月1日施行

公益社団法人名取市シルバー人材センター

フリーランス法の目的

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス法」）が令和6年11月1日に施行されました。

この法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者間取引を適正化し、就業環境を整備すること目的としています。

フリーランスとは従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指しており、**請負・委任の仕事をするシルバーの会員もこれに該当**することとされました。

このことにより、センターは会員がフリーランス法の下で安心して就業できる環境を整備しなければならないこととなりました。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる フリーランス・事業者間 取引適正化等法

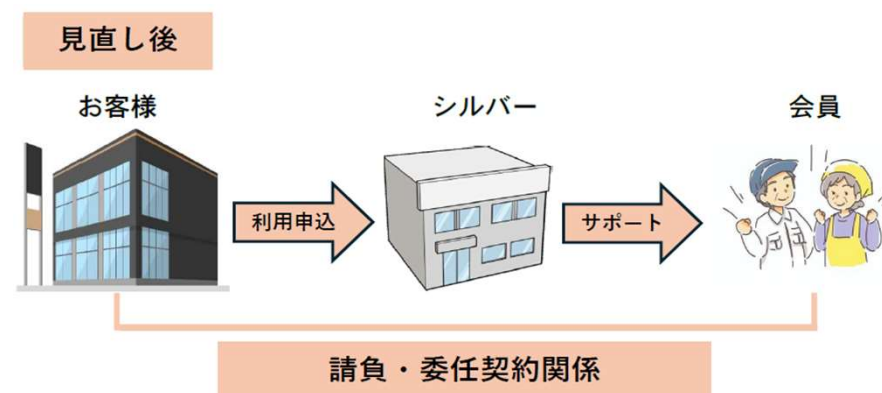
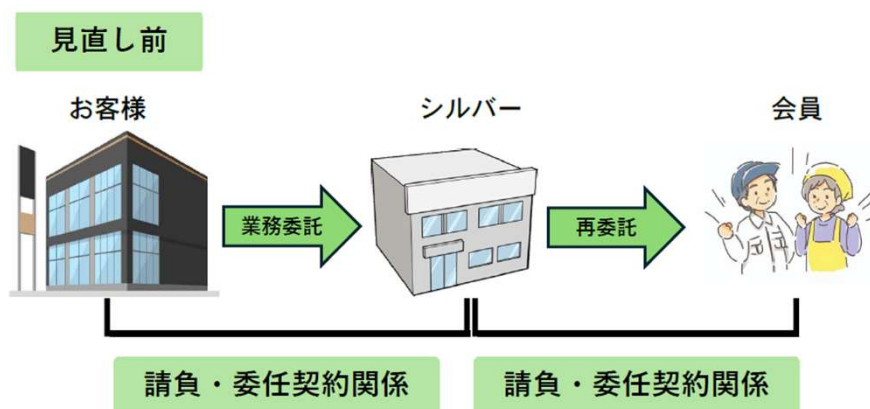
令和6年11月1日施行



なぜ契約方法の見直しが必要なのか？

フリーランス法では、役務の提供を実際に行う会員と、それを受けるお客様との間に直接的な契約関係が生じるようにしなければなりません。現在の契約方法はお客様がセンターへ業務を委託し、センターは会員に再委託するという二段階の方式となっており、会員とお客様との間に直接的な契約関係は発生せず、フリーランス法に適応していません。

このことから、フリーランス法による「お客様と会員との直接契約」となるよう、契約方法の見直しについて厚生労働省より方針が示され、令和8年4月1日から施行することになりました。

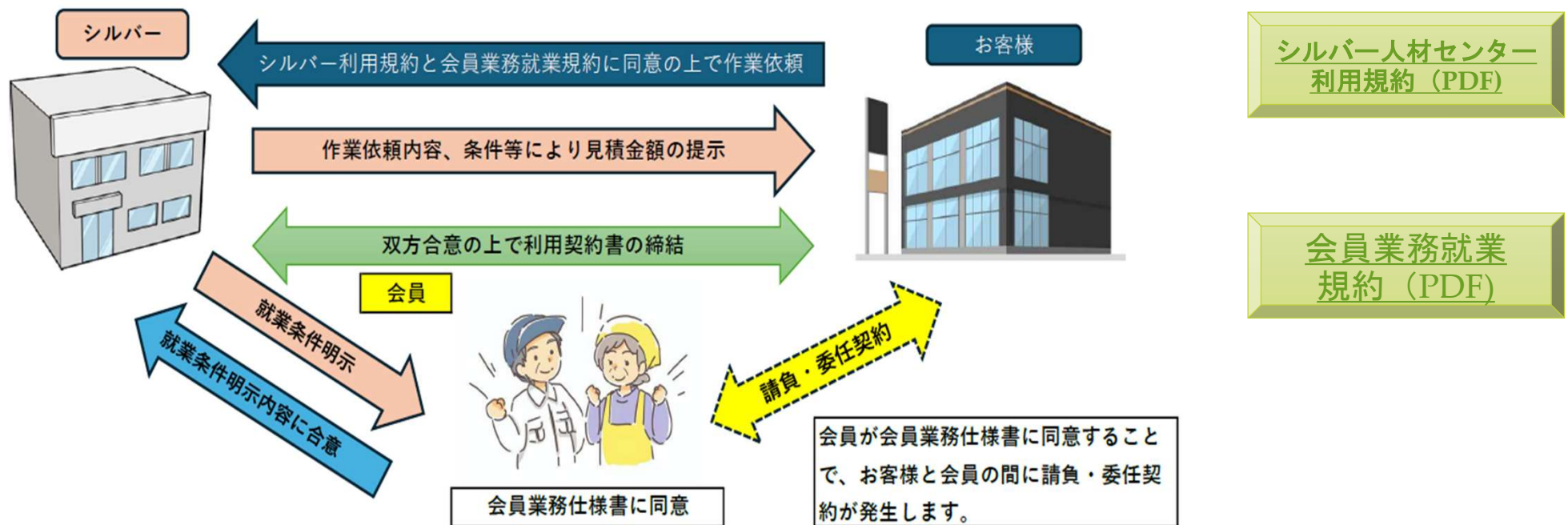


新しい契約（包括契約）について

新しい契約の方式は、三者間の包括契約となり、契約までの流れは次のとおりです。

	内 容	説 明
仕事の依頼	お客様はセンターの <u>利用規約</u> と <u>会員業務就業規約</u> に同意の上で仕事の依頼を行います。	利用規約とは、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の、また、会員業務就業規約とは、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール（定型約款）です。
依頼内容協議	センターは依頼された仕事の内容・条件等に基づき見積を行い、お客様から了承を得た上で、利用契約を締結します。 ※準委任契約書となるため、印紙税法上の課税文書に該当しないため、収入印紙は不要となります。	利用契約とは、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額を定める契約です。
会員選定	センターは利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示した上で、会員の選定を行います。	フリーランス法に基づく条件明示書等の作業はセンターが行いますので、お客様の負担はございません。
契約の成立	選定した会員が会員業務仕様書に合意することで、お客様と会員との間に請負・委任契約関係が成立することになります。	契約成立により会員が作業を行います。 なお、お客様と会員との様々な調整等は、これまでどおりセンターが行います。

お客様・センター・会員間の包括契約イメージ



事業所等のお客様へ **料金の一部に関する消費税の課税関係が変わります。**

- 1 これまでお客様とは口頭を含め、業務一式での「業務委託契約」としておりましたが、令和8年4月1日以降は「利用規約」、「会員業務就業規約」への同意をお願いし、事業者のお客様については「利用契約の締結」をお願いすることになります。
- 2 料金の一部に関する消費税の課税関係が変更となります。

お客様がシルバー人材センターにお支払いいただく料金は、①会員業務委託料（会員に対する報酬）と②センター業務委託料に構成されることになります。

①会員業務委託料：本来、会員が直接行うべきお客様への請求を、センターが代理請求をすることになりますが、会員は年間の課税売上高が1千万円以下の「免税事業者」であるため、適格請求書（インボイス）を発行出来ず「仕入税額控除」を受けられないこととなります。

②センター業務委託料：事務費、材料費の請求は、課税事業者であるセンターが行いますので、適格請求書（インボイス）を発行いたしますので「仕入税額控除」の対象となります。



※お客様がいずれかに該当する場合は、契約方法を見直しても、消費税の課税関係は変わりません。

①個人や家庭など事業者ではない方	消費税申告納税対象外のため
②簡易課税制度を選択している事業者の方	消費納税税額計算に際し、インボイスを必要としないため
③官公庁などの一般会計による事業	みなし仕入れ税額控除が適用されるため

お客様にはご負担をお掛けすることとなりますが、契約方法の見直し後におきましても、これまでどおりお客様が安心してセンターをご利用いただけますよう、変わらぬサービスの提供に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。